

「製品事故…」

こんなときどうする？



PL法＝製造物責任（Product Liability）法とは、

電動アシストのバッテリー、エアコン、空気清浄機から発煙・発火した……。製造物の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被ったことを証明した場合、被害者は製造物責任法により製造業者等に対し、損害賠償を求めることができます。

対象となる製造物とは、

PL法では、製造物を「製造又は加工された動産」と定めており、平成7年7月1日以降に製造業者等が引き渡した製造物に適用。

自動車、電気製品、加工食品などほとんどの製品が製造物にあたりますが、未加工の野菜や魚、電気、ソフトウェア、サービス（修理、理美容、エステ、クリーニングなど）、不動産などは製造物にあたりません。



製造物責任が認められる場合

「拡大被害」があった場合に対象になります。

PL法では、製品の欠陥によって、人の生命、身体又は財産に被害が及んだときとなっています。単にその製品が壊れただけでは対象にはなりません。

「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、

- ・事故防止の表示や製造物の効用などの特性
- ・通常考えられるような使用方法
- ・製造業者等が製造物を引き渡した期間

などにより総合的に判断されることとなります。

被害に遭った場合の対処とは、

被害者が製造業者等に対し、欠陥があったことや損害が発生したことを証明することが必要である。



現場の状況を記録

- ・事故の現場をカメラやビデオに残しておく
- ・病院の診断書をもらっておく
- ・見ていた人がいればその証拠を記録しておく



事故品を手元に残す

- ・事故品は捨てないで、手元に保管をしておく

損害賠償はだれに請求できる？

「製造業者等」に損害賠償を請求することになります。

「製造業者等」とは、

- 製造物を製造、加工又は輸入した者
- 自ら製造物の製造業者として氏名、商号などの表示をした者又は製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者
- 製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態などから見て実質的な製造業者と認めることができる表示をした者

したがって、メーカーはもちろん、加工業者、輸入業者、プライベートブランドなどに氏名等を表示し、製造業者であるかのように認識させる者も「製造業者等」になります。

損害賠償できる期間とは？

PL法では、**被害者（又はその法定代理人）が損害及び賠償義務者を知ったときから3年間行わないと時効**になります。

また、**製造業者がその製造物を引き渡したときから10年を経過したとき時効**になります。

ただし、公害や薬害のように、身体に蓄積した場合に**人の健康を害する物質による損害は、その損害が生じたときから起算する**ことになっています。

被害に遭わないために・・・



適切な使い方をするのは、消費者の責任です。

日頃から安全に気を配って製品を使うよう心がけましょう。

説明書や警告表示を無視して、無茶な使い方をして事故にあった場合、賠償額が減額されることもありますので、正しく使いましょう。



困った時はすぐに消費生活相談窓口へ、ご相談ください。

塩竈市消費生活相談窓口

塩竈市旭町1-1北分庁舎1F
月、火、水、金 ※(木)は休み
☎ 022-355-6918

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや) ※全国共通番号